

五島市助成

お問合せ
五島市観光物産課
☎ 74-0811



観光客受入基盤 支援事業

○支給額：客室定員×3万円
※上限300万円

○提出書類

- ・交付申請書兼同意書（様式第1号）
営業許可証の写し



支給条件

チェックしてみましょう！

- 令和2年4月1日時点で旅館業法に基づく許可を受けている。
- 市内で営業している。
- 平成31年4月～令和2年3月までに営業実績がある。
- 市税の滞納がない。
- 営業を継続する意思がある。

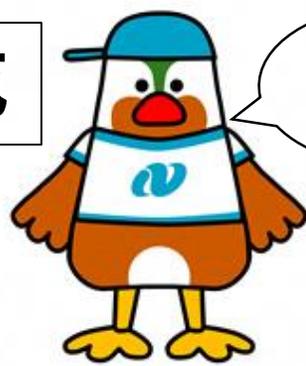


全てにチェックがついていれば、
支援金の給付が受けられます。



長崎県助成

お問い合わせ
長崎県観光振興課
☎ 095-895-2647



3つ
あるよ!

1

観光地受入態勢 ステップアップ事業

雇用確保と収束時の受入態勢強化
の取組を支援します。

○対象事業

- ①おもてなし力向上対策
- ②誘客・経営効率化対策
- ③安全安心対策
- ④その他、県が認めた取組

○応募期間：予算なくなり次第終了

○委託期間：契約日から最長3か月間

○委託料：最大1,000万円

※対象事業費は人件費及び諸経費（活動経費）



諸経費

人件費

人件費が
1/2以上

宿泊施設安全・安心・快適化促進事業

宿泊者が衛生的で快適に過ごすことができる
態勢整備を支援します



1. 小規模支援事業（機器購入等）

○補助率：3/4以内

※クリーンながさき宿泊施設環境整備事業費補助金を併用すると9/10の補助を受けることができます。

○補助額：5万円以上83万3千円以内

○補助対象経費

- ・衛生面の改善（次亜塩素酸NA噴霧器、除菌装置設置等）
 - ・水際対策（非接触式体温計設置）など
- ※アルコール消毒液等消耗品購入は対象外

2. 大規模支援事業（施設改修費用）

○補助率：3/4以内

○補助額：500万円以内

○補助対象経費

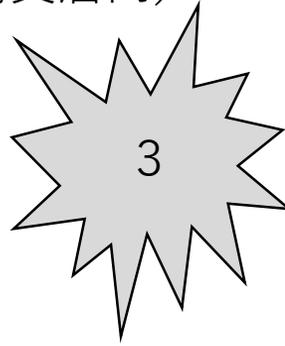
- ・換気の改善（窓枠改修工事）
 - ・食事対策（厨房改修、食事会場改修）など
- ※受動喫煙防止のための単なる喫煙所改修工事は対象外



2

長崎県助成

お問合せ：“ながさき癒し旅”ウェルカムキャンペーン事務局（株）日本旅行長崎支店内）
〒850-0036 長崎市五島町5-48
電話 050-8880-4970 F A X 095-825-8552
営業時間 9：00～17：45



“ながさき癒し旅” ウェルカムキャンペーン

全国の方々（長崎県民を含む）を対象とした
1人あたり5,000円（税込）の宿泊割引

1. 宿泊施設がキャンペーンに参加するための手続きについて
参加登録申請書の提出
提出先：（一社）長崎県観光連盟 F A X 095-824-3087

※ふるさと再発見の旅（県民向けキャンペーン）にご登録いただいた宿泊施設も、“ながさき癒し旅”ウェルカムキャンペーンには別途登録が必要です。

2. 精算について

① コンビニ宿泊券利用のお客様の場合

宿泊料金－コンビニ宿泊券6,000円（お客様が事前にコンビニで6,000円分の割引券を1,000円で購入されます）を精算



・“ながさき癒し旅”ウェルカムキャンペーン事務局（株）日本旅行長崎支店内）へ請求書に利用実績報告書、宿泊券の半券を添付し、送付（1～2週間分）

② じゃらん、楽天トラベル利用のお客様の場合

宿泊料金－5,000円の料金を精算



・“ながさき癒し旅”ウェルカムキャンペーン事務局（株）日本旅行長崎支店内）への請求は不要。じゃらん、楽天トラベルから割引額が宿泊施設へ支払われます。

五島市助成

お問合せ
五島市観光物産課
☎ 74-0811



観光客受入基盤 支援事業

- 支給額：1施設につき3万円
- 提出書類
 - ・交付申請書兼同意書（様式第1号）
 - ・届出書の写し



支給条件

チェックしてみましょう！

- 令和2年4月1日時点で住宅宿泊事業法に基づく届出をしている。
- 市内で営業している。
- 平成31年4月～令和2年3月までに営業実績がある。
- 市税の滞納がない。
- 営業を継続する意思がある。



全てにチェックがついていれば、
支援金の給付が受けられます。



五島市助成

お問い合わせ
五島市観光物産課
☎ 74-0811



観光客受入基盤 支援事業

○支給額：1施設につき3万円

○提出書類

- ・交付申請書兼同意書（様式第1号）
- ・営業許可証の写し



支給条件

チェックしてみましょう！

- 令和2年4月1日時点で旅館業法に基づく許可を受けている。
- 平成31年4月～令和2年3月までに教育旅行を受け入れた。
- 市税の滞納がない。
- 事業を継続する意思がある。



全てにチェックがついていれば、
支援金の給付が受けられます。

レンタカー事業者用

五島市助成

お問合せ
五島市観光物産課
☎ 74-0811



観光客受入基盤 支援事業

○支給額：レンタカー保有台数 × 1万円
※上限30万円

○提出書類

- ・ 交付申請書兼同意書（様式第1号）
- ・ 営業許可証の写し
- ・ 車検証の写し（最大30台分）



支給条件

チェックしてみましょう！

- 令和2年4月1日時点で道路運送業法に基づく許可を受けている。
- 市内で営業している。
- 平成31年4月～令和2年3月までに事業実績がある。
- 市税の滞納がない。
- 事業を継続する意思がある。



全てにチェックがついていれば、支援金の給付が受けられます。

タクシー用

五島市助成

お問い合わせ
五島市観光物産課
☎ 74-0811



観光客受入基盤 支援事業

- 支給額：
 - ・中型～5人乗 保有台数×1万円
 - ・大型6～10人乗 保有台数×2万円
- 提出書類
 - ・交付申請書兼同意書（様式第1号）
 - ・営業許可証の写し
 - ・車検証の写し

支給条件

チェックしてみましょう！

- 令和2年4月1日時点で道路運送業法に基づく許可を受けている。
- 市内で営業している。
- 平成31年4月～令和2年3月までに事業実績がある。
- 市税の滞納がない。
- 事業を継続する意思がある。



全てにチェックがついていれば、
支援金の給付が受けられます。



五島市助成

お問い合わせ
五島市観光物産課
☎ 74-0811



観光客受入基盤 支援事業

- 支給額：保有台数 × 3万円
- 提出書類
 - ・ 交付申請書兼同意書（様式第1号）
 - ・ 営業許可証の写し
 - ・ 車検証の写し

支給条件

チェックしてみましょう！

- 令和2年4月1日時点で道路運送業法に基づく許可を受けている。
- 市内で営業している。
- 平成31年4月～令和2年3月までに事業実績がある。
- 市税の滞納がない。
- 事業を継続する意思がある。



全てにチェックがついていれば、
支援金の給付が受けられます。



五島市助成

お問合せ
五島市観光物産課
☎ 74-0811



観光客受入基盤 支援事業

- 支給額：保有台数 × 3万円
- 提出書類
 - ・ 交付申請書兼同意書（様式第1号）
 - ・ 営業許可証の写し
 - ・ 検査証の写し



支給条件

チェックしてみましょう！



- 令和2年4月1日時点で海上運送法に基づく許可を受けている。
- 市内で営業している。
- 平成31年4月～令和2年3月までに事業実績がある。
- 市税の滞納がない。
- 事業を継続する意思がある。



全てにチェックがついていれば、
支援金の給付が受けられます。